

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会
職員の初任給、昇格等の基準に関する規則

平成20年4月1日 制定
改正 平成21年4月1日
改正 平成23年4月1日
改正 令和2年3月31日
改正 令和3年1月27日

(目 的)

第1条 この規則は、社会福祉法人村上市社会福祉協議会の給与等の支給に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) この規則における「職員」とは、特別職職員及び臨時職員を除く職員のことをいう。
- (2) 「昇格」とは、職員の職務の級を同一給料表上の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 「昇給」とは、同一給料表内において、給料月額を現に受けている号給よりも標準で4号給上位（以下「昇給標準号給」という。）の給料月額に変更することをいう。
- (4) 「降格」とは、職員の職務の級を同一給料表上の下位の職務の級に変更することをいう。
- (5) 「経験年数」とは、職員として在職した経験年数（この規則においてその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (6) 「在級年数」とは、職員が同一の職務の級において引き続き在職した年数をいう。
- (7) 「必要在級年数」とは、職員が昇格する場合の資格として必要な在級年数をいう。
- (8) 「必要経験年数」とは、第5条に規定する級別資格基準表に掲げる職務の級を決定する場合の資格として必要な経験年数をいう。

(職務分類基準表)

第3条 職務の分類基準は、別表第1に掲げる職務分類基準表のとおりとする。

(給料表級別資格基準表)

第4条 給料表級別資格基準は、別表第2に掲げる給料表級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）のとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第5条 級別資格基準表に掲げる上段の数字は、その職務の級に昇格するための1等級下位の職務の級における必要在級年数を示し、下段の数字は必要経験年数を示す。

- 2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

(新たに職員となった者の職務の級)

第6条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定する。

2 新たに職員となった者で経験年数を有する者の職務の級は、その職務、経験年数、他の職員との均衡を考慮して決定することができる。

(新たに職員となった者の号給)

第7条 新たに職員となった者の号給は、別表第4に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）により決定する。

(初任給基準表の適用方法)

第8条 初任給基準表は、試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

(経験年数を有する者の号給)

第9条 新たに職員となった者で経験年数を有する者の号給の決定に当たり、会長は部内の他の職員との均衡を考慮し、第7条の規定による号給（以下この項において「基準号給」という。）の号数に採用以前の経験年数を加算することができる。

2 経験年数の換算表は、別表第5に定める。

3 経験年数の換算は、採用時における直近の20年を超えることはできない。

(昇格)

第10条 職員を昇格させるときは、その職務に応じ、かつ、次に掲げるところにより、その者の属する職務の級を1級上位の職務に決定するものとする。

2 職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数を有していること。

3 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。

(昇格の場合の号給)

第11条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する直近上位号給に1号給加えた号給とする。

2 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前条第3項の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(昇給の号給数)

第12条 昇給の標準号給数は、第2条第2項で定める4号給とする。ただし、次の各号に掲げる職員の昇給の号給数は、各号に定める昇給日前1年間の勤務日数に応じた号給とする。

(1) 会長の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の途中において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）うち9分の1に相当する期間の日数である28日を超え49日未満の日数を勤務していない職員の号給数
3号給

(2) 会長の定める事由以外の事由によって基準期間のうち50日を超え71日未満の日数を勤務していない職員の号給数
2号給

(3) 会長の定める事由以外の事由によって基準期間のうち72日を超え93日未満の日数を勤務していない職員の号給数
1号給

(4) 会長の定める事由以外の事由によって基準期間のうち93日を超える日数を勤務していない

職員の号給数

昇給しない

- 2 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、昇給標準号給数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。
- 3 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として会長が定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（委 任）

第12条 この規則に定めるもののほか、職員の初任給、昇格の基準に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月18日改正）

1. この規則は、令和6年4月1日から適用する。
2. （経過措置）他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、別段の取扱いをすることができる。

附 則（令和6年6月14日改正）

1. 別表第1の一部を改正する。
2. この規則は、令和6年6月14日から施行し、令和6年6月20日から適用する。

附 則（令和8年2月10日改正）

1. 別表第4（第7条関係）の一部を改正する。
2. この規則は、令和8年2月10日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

職務分類基準表

職務の級	職務の内容
1 級	主事、看護師、栄養士、生活相談員、介護員、機能訓練指導員、ホームヘルパー、介護支援専門員、調理員
2 級	1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務等を行う職務
3 級	1 支所長、係長、施設長・管理者の職務 2 困難な業務を処理する職務
4 級	1 事務局次長、課長、参事の職務、課長補佐 2 困難な業務を処理する支所長、係長、施設長・管理者の職務
5 級	1 事務局長の職務 2 困難な業務を処理する事務局次長、課長、参事、課長補佐の職務

別表第2（第4条関係）

給料表級別資格基準表

学歴免許等	職務の級	
	1 級	2 級
大学卒	0	5
短大卒	0	5.5
高校卒	0	6
		8

別表第3（第5条第2項関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第 85 条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限 6 年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による 4 年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による 4 年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校看護学部の卒業 (3) 気象大学校大学部（修業年限 4 年のものに限る。）の卒業 (4) 海上保安大学校本科の卒業 (5) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格

2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると長が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法による准看護師学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護師養成所を含むものとする。

別表第4（第7条関係）

初任給基準表

	学歴免許の資格	初任給
正規の試験	大学卒	1級25号給
	短大卒	1級20号給
	高校卒	1級15号給
その他	各学歴共通	正規の試験より1号下位

別表第5（第9条第2項関係）

経験年数換算表

	経 歴	換算率
当社協の臨時職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100以下
	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	80/100以下(他の職員との均衡を著しく失う場合は、100/100以下)

	その他の期間	50/100 以下
当社協以外のその他の事業所での在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	80/100 以下
	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	50/100 以下(他の職員との均衡を著しく失う場合は、80/100 以下)
	その他の期間	25/100 以下